

「(仮称) 新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社ジェイウインドが、熊本県菊池郡大津町及び阿蘇郡西原村において、自社で令和5年1月まで供用していた「阿蘇にしはらウインドファーム」(総出力17,500kW、定格出力1,750kWの風力発電設備10基)について、既設の風力発電設備を全て撤去し、総出力17,200kW、定格出力4,300kWの風力発電設備4基に建て替える(以下「リプレース」という。)事業である。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和3年10月閣議決定)では、2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについては、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組むこととしている。そのため、風力発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

本事業については、既設の風力発電設備及び附帯設備の撤去跡地、既存の道路等を利用することにより、改変面積を最小化することとしており、リプレース事業の特性を踏まえた一定の配慮が認められる。

一方で、対象事業実施区域は、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき指定された阿蘇くじゅう国立公園に近接しており、今回のリプレースに当たって、阿蘇くじゅう国立公園の利用施設である俵山峠(園地)及び立野駒返峠線(歩道)からの垂直見込角の最大値が増加する予測となっているほか、立野駒返峠線(歩道)からの眺望景観についてはリプレース前から引き続きスカイラインを分断する計画となっている。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2. 各論

○景観に対する影響

対象事業実施区域は、自然公園法に基づき指定された阿蘇くじゅう国立公園に近接しており、今回のリプレースに当たって、阿蘇くじゅう国立公園の利用施設である俵山峠（園地）及び立野駒返峠線（歩道）からの垂直見込角の最大値が増加する予測となっているほか、立野駒返峠線（歩道）からの眺望景観についてはリプレース前から引き続きスカイラインを分断する計画となっている。これらのことから、阿蘇くじゅう国立公園の利用施設からの眺望に対する影響が懸念される。

このため、既往の学術的知見等に基づく眺望保全のための措置を講じた複数パターンフォトモンタージュを作成すること等により、風力発電設備等の配置等について検討し、その結果について当該国立公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえて客観的に確認した上で、本事業の実施による景観への影響を極力低減すること。